

第 1 5 3 2 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 8 年 2 月 2 4 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 5 4 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

第75号 次期「県立高校再編成基本計画」の策定について（学校企画課）

第76号 平成28年度島根県公立高等学校入学志願状況について
（教育指導課）

第77号 主権者教育について（教育指導課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第25号 平成28年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動
（教育職員関連分）について（総務課・学校企画課）

第26号 平成28年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動につい
て（学校企画課）

第27号 平成28年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異
動について（学校企画課）

第28号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第78号 平成27年度2月補正予算案の概要について（総務課）

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題	
今岡教育次長	全議題	
山名参事	公開議題	
野口参事	公開議題	
春日教育センター所長	公開議題	
松本総務課長	全議題	
錦織総務課調整監	公開議題	
松本教育施設課長	公開議題	
高橋学校企画課長	公開議題、	議決第25号～第27号
津森県立学校改革推進室長	公開議題	
山崎教育指導課長	公開議題	
吉崎子ども安全支援室長	公開議題	
三島特別支援教育課長	公開議題	
堀江保健体育課長	公開議題	
荒木社会教育課長	公開議題	
恩田人権同和教育課長	公開議題	
丹羽野文化財課長	公開議題、	議決第28号
佐藤古代文化センター長	公開議題	
鈿福利課長	公開議題	
柿本教育センター教育企画部長	公開議題	
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	岡部委員	

(報告事項)

第75号 次期「県立高校再編成基本計画」の策定について(学校企画課)

○津森県立学校改革推進室長 報告第75号次期「県立高校再編成基本計画」の策定についてご報告する。

資料1の1ページをご覧いただきたい。はじめに、策定理由に記載しているとおり、現在取り組んでいる現行の「県立高校再編成基本計画」は平成30年度までのものである。新しい再編成基本計画を策定し、社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の充実と、少子化に対応した高校再編成について取り組む必要があると考えている。

2の計画期間については、平成31年度から平成40年度の10年間とする。また、計画策定に当たっては、外部の委員で構成される検討委員会を設置し、ご意見を伺うこととしている。検討委員会の名称は、「今後の県立高校の在り方検討委員会」とし、12名の方々に委員をお願いしたいと考えている。1の2ページの委員名簿をご覧いただきたい。12名の委員の皆様については、高校教育に関係する教育団体の代表者や有識者の方々であり、男女のバランスや地域性等に配慮しながら選出している。

1の1ページにお戻りいただき、検討委員会への諮問事項だが、大きく2点ある。1点目は、「社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の在り方」、2点目は、「生徒数の減少に対応した高校再編成の在り方」とし、それぞれに4項目をあげている。そして「その他関連する事項」である。活発にご議論いただき、生徒にとって、魅力と活力ある学校づくりの方策についてご検討いただき、平成31年度からの10年間を展望した、県立高校の在り方、姿をご提言いただきたいと考えている。

最後に策定のスケジュールだが、4月に第1回の検討委員会を開催し、諮問をし、その後、学校視察も行いながら、平成29年6月までのところで、10回程度の委員会を開催した後、7月に答申をいただく予定にしている。その後、答申を踏まえ、事務局で次期「県立高校再編成基本計画」を策定し、平成30年の7月頃に公表したいと考えている。

本教育委員会会議においては、最終的な計画案をお諮りすることはもちろん、策定・公表までの過程において、検討委員会の状況や計画案策定の進捗状況などをご報告したいと考えているので、ご了解いただきたい。

――原案のとおり了承

第76号 平成28年度島根県公立高等学校入学志願状況について(教育指導課)

○山崎教育指導課長 報告第76号平成28年度島根県公立高等学校入学志願状況についてご報告する。

資料2の1ページをご覧いただきたい。出願期間は、2月1日から8日までの正午までであった。全日制35校、分校1校、定時制3校の出願状況をご報告する。

2、第1志望校第1志望学科への出願状況の表をご覧いただきたい。入学定員は、松江北高校、松江南高校、江津工業高校の各1学級が減となり、昨年度より120名減り、5,670名であった。推薦選抜等の合格内定者が779名であったので、一般選抜の募集定員は4,891名、これに対して、出願者が4,572名あり、全体では、昨年度よりも0.04高い、0.93倍となった。全日制だけを見ると、0.05高い、0.99倍となった。

参考として、全日制課程で、競争率が高い学科を下の表にあげている。今年は、出雲工業高校の建築科では、募集定員22名に対して38名の志願者があり、1.73倍と最も競争率が高い学科になった。2番目は、昨年度と同じく松江北高校の理数科で、募集定員40名に対し、68名の志願者があり、昨年よりも0.2高い1.70倍だった。魅力化推進校の一つ、矢上高校の産業技術学科が、21名に対して29名の志願があり、1.38倍になり、6番目に高い学科となった。魅力化推進校8校のうち、5校がここ3年で最も高い競争率となった。2の3ページは学校別志願者数の一覧である。対募集定員競争率が1.0倍を超えた学科は、松江市立女子高校も含め、17校28学科であった。

2の2ページをご覧いただきたい。3、地域外からの合格者を入学定員の10%以内、出雲高校の場合は5%以内に制限する学校の普通科の出願者数を掲載している。松江南高校が、

唯一、上限を超える出願があったが、その他の7校は、上限以下の出願であった。松江南高校は、例年11%から14%程度上限を超えており、今年も例年とほぼ同じ出願状況と言える。4は、松江市内の通学区外からの合格者を入学定員の5%以内に制限する学校の出願状況である。松江北高校、松江南高校、松江東高校ともに、上限以内であった。松江東高校については、推薦選抜の合格内定者が3名あったので、この人数を含めた人数を記載しており、括弧内はこの人数を除いた人数を記載している。5は、平成19年度からの一般選抜の競争率の推移について掲載している。9年ぶりに0.99倍となり、1.0倍に近づいた。

今後の日程だが、3月8日に学力検査を行い、9日に21校で面接を実施する。合格発表は3月18日である。この後、定時制課程の2次募集が行われ、3月28日に作文・面接検査等を実施し、30日に合格発表となる。

――原案のとおり了承

第77号 主権者教育について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第77号主権者教育についてご報告する。

主権者教育について、国の動きと県教育委員会の取組の概要についてご報告する。資料3の1ページをご覧ください。近年、地域や市町村などの公共的な課題の解決に向け、多様な価値観を持つ他者と議論しながら協働して取り組む人材、すなわち民主主義の担い手である主権者の育成が求められている。学校教育において、主権者として求められる力を身につけさせるような指導が求められている状況である

このような中で、1の（1）にあるように、昨年6月に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる公職選挙法が可決、成立した。これを受けて、文部科学省は、10月29日、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」という通知を出した。内容としては、大きく2点ある。1点目は、政治的教養を育む教育を積極的に行うこと、2点目は、高等学校等の生徒が行うことができる政治的活動などの範囲や条件である。

さらに文部科学省は、（3）の政治や選挙等に関する副教材、「私たちが拓く日本の未来」と「教師用指導資料」をホームページに公表するとともに、全ての高等学校及び特別支援学校高等部の生徒に副教材を配布した。県内の高等学校等にも、昨年の12月中に届けられたところである。

1月29日には、高等学校等の生徒指導関係者向けに「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」のQ&Aが通知された。これを受けて、島根県教育委員会として、1点目として生徒に社会人や主権者としての意識を持たせ、実際の投票行動につながる政治的教養の醸成と態度の育成を図るようにすること、2点目に生徒が公職選挙法に抵触しないように指導すること、3点目に教員は政治的中立性を確保した上で指導を行うことの3点について、それぞれ学校において着実に指導が行われるように、研修等を実施している。1点目の内容については、これまでも社会科を中心に政治の仕組みなどについて指導するとともに、総合的な学習の時間等で地域課題の解決方策を考える学習活動などを行い、指導してきているところである。これらの指導を充実させ、現実社会の諸課題を考え、判断する力や解決する力、地域課題の解決に自ら参画しようとする意欲や態度を育てていくことが大切だと考えている。2つ目の内容については、後ほど、吉崎室長から説明をさせていただく。3点目は、教員が指導する際に、政治的中立性を確保することである。これについても、これまで同様、党派的政治教育や、地位を利用しての選挙運動が禁止されていることを徹底するとともに、指導の際、補助資料などを用いる際に、特定の見方や考え方に偏らないように配慮するよう指導していく。

これらの内容の理解促進と、主権者教育に係る指導力を高めるための研修を9月から行っている。先日2月15日、月曜日にも文部科学省の副教材の作成に携わられた東陽大学の林大介先生を招いて、県立学校の主権者教育担当者を対象とした研修を開催したところである。（3）は、各高等学校等の取組である。まず、学校の教育活動に主権者教育を明確に位置づけることである。すべての県立学校で主権者教育の全体計画が作成され、それに基づいた指導が行われるように進めている。

2つ目は、地域課題研究などを積極的に進めていくことである。各学校において進められているこれらの取組を、さらに充実させていく必要があると考えている。3つ目は、選挙管理委員会等と連携、協力して、選挙の仕組みなどについて具体的に学習する機会を設けていくことである。文部科学省が作成した副教材には、政治の仕組みなどの政治的教養に関する内容、解説編と、話し合い、討論の方法や模擬選挙などの実践的な学習活動に関する内容と、そして、投票と選挙運動等についてのQ&A、参考編が掲載されている。例えば、いつまでに誕生日を迎えれば投票することができるのか、またある候補者への投票を呼び掛けるチラシを配るアルバイトを行っても良いかなどの内容がQ&Aに載せられている。先日の研修でも、この副教材の理解と積極的な活用をお願いした。この夏に予定されている参議院選挙に向けて、高校3年生については卒業までに、2年生については今年度内に先ほどのQ&Aの部分を理解させる指導をするよう進めているところである。

○吉崎子ども安全支援室長 山崎課長から説明のあった、生徒が公職選挙法に抵触することのないように指導することに関してご説明をする。資料3の2ページをご覧いただきたい。主権者教育に係る対応については、政治的教養を育む教育の側面と高等学校等の生徒の政治的活動等に関わる2つの側面がある。特に、高等学校等の生徒の政治的活動に関わる部分については、高等学校の生徒部等が対応の窓口になっている。生徒部は我々が所管している生徒指導と密接に関わりがある部分で、生徒指導担当が指導していくことになる。

政治的活動の側面を考えると、生徒や学校の実情であったり、地域の実情、あるいは個別具体的な様々なケースに応じて判断すべき点もあるため、判断する際の指針を教育委員会として示す必要があると考えている。そこで、主権者教育に係る生徒指導上の指針を今後県教育委員会として示していこうと検討を進めている。これまでのところで、生徒指導に関わる生徒指導主事の集まりで、意見を聞いたり、現在県立学校長会にもたたき台の案を示して、意見聴取を行っているところである。

具体的にこの指針については、先ほど説明があった、文部科学省と総務省が作成した副教材や生徒指導関係者向けのQ&Aに基いて作成を進めているところである。あわせて、県の選挙管理委員会とも密接に連携を取って、協力も得ながら、作成している。主な内容としては、選挙運動に関してできること、できないこと、できないことの中でも、高校生がぜひ知っておくべきこと、知っておいた方が良いと思われること、それから選挙活動とは何か、選挙違反となりうる具体的な事例はどんなものがあるのか、選挙違反とはならないが教育的配慮を要することにはどのようなものがあるかなどについて、個別具体的な例をあげながら、指針を示そうと思っている。現在、意見を聴取しているところであるので、各方面の意見を集約して、来年度の早いところで指針を示す予定である。この指針の内容を各学校の生徒規約に明記するかどうかについては、各学校の様々な事情もあるので、各学校の判断でということ、校長会には説明をしているところである。

――原案のとおり了承

藤原教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第25号 平成28年度教育委員会事務局等職員(管理職)の定期人事異動(教育職員関連分)について(総務課・学校企画課)

――原案のとおり議決

第26号 平成28年度県立学校教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

――原案のとおり議決

第27号 平成28年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動について （学校企画課）

――原案のとおり議決

第28号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 議決第28号島根県文化財保護審議会に対する諮問についてお諮りする。

資料7の1ページをご覧ください。島根県文化財保護条例第31条第2項において準用する第4条第3項の規定に基づいて、島根県文化財保護審議会に対する諮問事項について附議をさせていただく。諮問事項は、丸山城を島根県指定史跡に指定することについてである。関係法令は7の2ページのとおりである。

7の6ページ以降は諮問資料であるが、7の3ページの概要版でご説明をする。丸山城跡は、川本町三原にある戦国時代末期の山城の跡である。石見東部、大田市の東側から江津市の江の川にかけて非常に勢力を保っていた小笠原氏という中世の領主がいた。この小笠原氏が戦国末期に居城にしたのが、丸山城であった。小笠原氏は、13世紀、南北朝ぐらいの頃に、川本町三原の辺りに勢力を拡大してやってきて、その後長きにわたって、15世紀の終わり頃から概ね豊臣秀吉の時代まで、この川本を本拠にしながら、周辺各地の領主と争いを繰り返し、勢力の大小あるが、一貫してこの辺りを領有していた領主である。

この丸山城跡であるが、所在地は川本町三原768番地1外で14筆あり、所有者は大部分が川本町である。部分的に携帯電話などのアンテナが建っており、その部分は借地されていたり、川本町以外の所有者となっている。これらも含めて同意が得られそうであり、丸山城全山を県指定史跡に指定するという事で諮問したい。面積が83ヘクタールである。7の7ページをご覧くださいとお分かりになるが、川本町の三原を本拠とした領主であり、山の頂上に郭という城の遺構が残っており、それを含めた一体、広い範囲を史跡にしたいということである。

江戸時代の丸山伝記によると、1583年に築城されて、1591年に廃城となったとされており、非常に短い間ではあるが、小笠原氏が最後に居城としていたところで、この時代というのが、中世の山城から近世の平山城や平城に次第に移っていく時代であった。中世の山城としては石見地方の最大級の規模で、唯一の総石垣づくりであり、郭という平坦地を石垣で囲って築かれていて、非常に珍しく、全国的にも非常に貴重である。山城と言いつつも、堀や土塁などの防御施設がほとんど無く、山頂の館といった様相を呈しており、過渡期の全国的に類例が少ない遺跡である。もう一つ重要な点は、小笠原氏が、石見銀山の最盛期に当たって非常に大きな力を発揮していたことがある。このため小笠原氏を制するという事は、石見銀山を制する上で、非常に重要なことであり、毛利氏の次男、吉川が石見銀山を支配した時期があったが、大内氏から毛利氏が石見銀山の支配を手に入れるために小笠原氏を落とすということが非常に大きな出来事であった。このため、江の川寄りの温湯城は攻め落とされるが、小笠原氏は丸山城に居残らせた。小笠原氏の力があってはじめて、石見銀山を治められることを吉川は考えたのではないかと現在考えられている。そういった歴史的な価値も非常に高いお城である。

県指定史跡に指定することについては、実は平成2年頃から川本町教育委員会が指定を目ざして発掘調査などを実施されていたが、諸々の事情で少し中断をされていた。今年度調査成果を取りまとめた報告書が作成され、城の範囲や重要性をしっかりと証明できるため、3月14日の県文化財保護審議会に諮問をしたいと考えている。審議会からの答申を受けて、教育委員会会議に指定について付議することになっている。報道機関に対しては、審議会終了後に公表するため、3月14日までは取扱いに注意をさせていただきたい。

7の5ページには写真を掲載しているが、山城にしては、頂上が非常に広い、本丸、西の丸と、まさに館があったような風合いがあるのが特徴である。遠景から見ると高い山という

ことも良く分かると思う。7の8ページが丸山城跡の平面図であり、このようにそれぞれの郭が頂上とその周辺にあり、それぞれ石垣が積んであったのが大きな特徴である。

○岡部委員 標高が482メートルと高く、山城というと一般の方々のアクセスが難しいように思うが、この丸山城跡の場合はアクセスの状況はどうか。

○丹羽野文化財課長 丸山城跡は、以前から林道がある。現在も川本町が公園として整備されていて、花見などで上がっておられる状況である。

○岡部委員 車で上がることができるのか。

○丹羽野文化財課長 携帯電話などのアンテナもあるので、山道ではあるが、車が行き来できる道が整備されている。駐車スペースもあるので、比較的高い割には、活用できることもあり、川本町としても町のシンボルとしたいという思いもある。町としては史跡としての格付けをしたうえで、史跡として活用していこうと考えておられる。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第78号 平成27年度2月補正予算案の概要について（総務課）

○松本総務課長 報告第78号平成27年度2月補正予算案の概要についてご報告する。

前回の教育委員会会議では、2月18日に開会した県議会の初日に提案された平成28年度の当初予算案と平成27年度2月補正予算のうち国補正に係る予算についてご説明をした。本日も説明をするのは、県議会の中日である3月8日に提案をする補正予算である。

平成27年度の決算に向けて最終の補正を行うものであり、事業の実績見込みによる減額補正が中心となる。8の1ページをご覧いただきたい。1番目、教育委員会補正予算額の全体概要だが、全体で10億3千5百万円余の減額である。事業費は10億4千百万円余の減額、給与費は5百万円余の増額である。事業費は、ハード事業や非常勤講師人件費の実績見込みによる減額が主なものである。給与費については、職員の給与のうち、時間外勤務手当などの諸手当について見込みが若干増額となったということである。

2番目、課別の補正予算額だが、総務課以外はすべて減額となっている。課別の補正額及びその主な理由については、次ページの3、各課の主な補正内容をご覧いただきたい。主なものだけご説明する。総務課は5千2百万円余の増額である。教職員給与費に係る国庫負担金精算により生じる返還金で、前年度分の返還金を翌年度2月補正で計上する。平成26年度に係る返還金は5千2百万円余であった。教育施設課は5億2千3百万円余の減額である。特別支援学校校舎等整備事業や校舎等大規模修繕事業の実績見込みによる減などによるものである。学校企画課は1億2千3百万円余の減である。小学校スクールサポート等の非常勤講師の人件費の減によるものである。文化財課は2億4千5百万円余の減額である。埋蔵文化財調査センターで実施している発掘調査受託事業費や歴史遺産保存整備事業費の減などによるものである。

続いて4、繰越明許費予算だが、教育財産維持管理費以下4項目ある。これは、設計変更などの理由で工事の工期が年度内で完了しない場合に今年度の予算を繰り越して翌年度にまたがって執行するというものである。

この議案については、3月4日に議会へ説明するので、それまでは取扱いに注意をしていただきたい。

――原案のとおり了承